

毎週火、金曜日発行（但休日になるときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇告示 町村の廃置分合
土地改良事業補助金交付規程の一部改正
建築代理業者の登録
- ◇公安規則 幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部改正

告示

鳥取県告示第五百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、昭和三十年十一月三日から、西伯郡大山町及び大山村を廃し、その区域をもつて大山町を置く。

なお、大山町の人口は、九、六一一人である。

昭和三十年十一月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

鳥取県告示第五百四十四号

土地改良事業補助金交付規程（昭和二十七年八月鳥取県告示第三百七十七号）の一部を次のように改正する。

昭和三十年十一月一日

鳥取県知事 遠藤 茂

第三条第三項第三号を次のように改める。

三 区画整理 工事 三割以内

確定測量 三割以内

第四条第一号を次のように改める。

一 事業計画書（第二号様式又は第二号様式の二）

第六条中「（第四号様式）」を、「（第四号様式又は第四号様式の二）」に改める。

第四号様式の次に次の様式を加える。

第二号様式の次に次の様式を加える。

第二号様式之二

昭和三十年 年度区画整理確定測量事業計画書

地区名	全 体		本 年 度		附 記
	積 算	面 積	積 算	面 積	
町	千円	千円	千円	千円	
村	千円	千円	千円	千円	
支 庁	千円	千円	千円	千円	
道 府 県	千円	千円	千円	千円	
国 外	千円	千円	千円	千円	

第四号様式の次に次の様式を加える。

第四号様式之二

昭和三十年 年度区画整理確定測量事業成績書

地区名	計 画		成 績		差 引 増 減	附 記
	積 算	面 積	積 算	面 積		
町	千円	千円	千円	千円		
村	千円	千円	千円	千円		
支 庁	千円	千円	千円	千円		
道 府 県	千円	千円	千円	千円		
国 外	千円	千円	千円	千円		

(註) 確定図の写及び確定調書(求積調書)を添付すること。

第五号様式中「昭和三十年 年度収支決算書」を「昭和三十年 年度収支決算書(区画整理確定測量の場合)」第三表以下を添へて改める、
附 則
この規程は、昭和三十年年度分の補助金から適用する。

鳥取県告示第五百四十五号

鳥取県建築代理業条例(昭和二十五年十二月鳥取県条例第五十五号)第六条第一項の規定により、鳥取県建築代理業者名簿に次のように登録した。
昭和三十年十一月一日

鳥 取 県 知 事 遠 藤 茂

登録番号	登録年月日	現 住 所	籍 所	事務所名称	業務管理者
三五九	昭和三〇、一〇、一三	米子市塩町四五	竹 田	組 政 蔵	二級建築士 竹田 政蔵
三六〇	"	西伯郡境港町福定町三〇一	足立	建築事務所 足立 誠	二級建築士 足立 誠
三六一	"	奈良県吉野郡下市町下市三二〇	新田	建築士事務所 新田 八郎	二級建築士 新田 八郎
		鳥取市東品治町一三四	鳥取市東品治町一三四	建築士事務所 新田 八郎	二級建築士 新田 八郎

公安委員会規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

昭和三十年十一月一日

鳥取県公安委員会委員長

堀 安 成 文

鳥取県公安委員会規則第六号

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則の一部を改正する規則

幹部派出所、巡査駐在所及び巡査派出所の名称、位置、担任区域及び受持区域等に関する規則（昭和二十九年七月鳥取県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表 二

巡査駐在所、巡査派出所の名称、位置及び受持区域中

「取鳥警署 鳥取警察	「取鳥警署 鳥取警察	「取鳥警署 鳥取警察	「取鳥警署 鳥取警察
五九 鳥取市東大路	五九 米里村	五九 米里村	五九 米里村
鳥取市東大路	鳥取市東大路	鳥取市のうち久末、誠路、東大路、中大路、西大路、美和、古郡家	鳥取市のうち久末、誠路、東大路、中大路、西大路、美和、古郡家

鳥取県宝木警察署

一 署	詰	宝木村大字宝木	宝木村のうち大字宝木、奥沢見、酒津村
二 宝木村巡査駐在所	大字下光元	宝木村のうち大字上光、下光元、常松、富吉	
三 鹿野町	鹿野町大字鹿野	鹿野町	
四 勝谷村	勝谷村大字宮方	勝谷村	
五 小鷺河村	小鷺河村大字鷺峯	小鷺河村	
六 逢坂村	逢坂村大字山宮	逢坂村	
七 瑞穂村	瑞穂村大字下坂本	瑞穂村	
八 浜村町	浜村町大字浜村	浜村町	

を

鳥取県宝木警察署

一 署	詰	気高町大字宝木	気高町のうち大字宝木、奥沢見、酒津
二 宝木巡査駐在所	鹿野町大字鹿野	鹿野町のうち大字上光、下光元、常松、富吉	
三 鹿野町	鹿野町大字鹿野	鹿野町のうち大字鹿野、閉野、広木、未用、水谷	
四 宮方	大字宮方	大字乙亥正、岡木、中園、宮方、寺内、今市	
五 鷺峯	大字鷺峯	大字小別所、鷺峯、河内	
六 気高町山宮	気高町大字山宮	気高町のうち大字高江、会下、那家、陸逢、山宮、上原、飯里、下石、殿	
七 下坂本	大字下坂本	大字日光、下坂本、二本木、重高、土居、宿	

に

この規則は公布の日から施行する。
附 則

取県警察署	一二	高宮村印賀	高宮村のうち 大字印賀、折渡、宝谷、管沢
鳥取警察	一二	阿毘縁	大字下阿毘縁、阿毘縁

鳥取県米子警察署

鳥取県米子警察署

鳥取警察	一二	阿毘縁村	阿毘縁村大字阿毘縁	阿毘縁村
取県警察署	一一	大宮村	大宮村大字印賀	大宮村

五二	淀江町佐陀	淀江町大字佐陀	淀江町のうち 大字佐陀、中間、小波、平岡
五三	第一	大字淀江	大字淀江、今津
五四	第二	大山町大字上方	本宮、富繁、中西尾、高井谷、稲吉、福岡 大山町のうち大字上方、稲光、平田、保田、安原、富岡、妻木、莊田、長田
五五	大山町上方	大字国信	上野、唐王、平木、神原、中高、野田、清原
五六	国信		

五二	大和村	大和村大字佐陀	大和村
五三	淀江 巡査部長派出所詰 宇田川村巡査駐在所	淀江町大字淀江	淀江町(大字西原を除く)
五四	高麗村	宇田川村大字中西尾	宇田川村 淀江町のうち大字西原
五五	高麗村	高麗村大字妻木	高麗村
五六	所子村	所子村大字所子	所子村

八	浜村	大字勝見	大字浜村、勝見、八幡、下原、八東水
---	----	------	-------------------